



## 所得稅・個人住民稅の定額減稅

テレビや新聞報道でかなり取り上げられたのでご存じの方も多いことと思います。図Aをご覧ください。

一般的には「所得稅と個人住民稅を合わせて4万円の控除」として報道がなされましたが、本人の所得稅が3万円以下、住民稅(所得割)が1万円以下である場合にはその金額が限度となります。また、令和6年の合計所得金額が1805万円以上(給与所得だと年収2000万円以上)の場合には対象外となります。

## 子育て支援に舵を切った住宅ローン控除の見直し

デフレ脱却と共に重要視される子育て支援ですが、住宅税制では子育て世帯向けの優遇措置を講じています。代表的なものでは「夫婦どちらかが39歳以下」または「19歳未満の扶養親族がいる」人を子育て世帯・若年世代と定義づけ、これらの世代が認定住宅等の購入等に併せて住宅ローンを設定した場合には、住宅ローン控除の借入対象金額を減額させない措置が設けられる予定です。

ただし、昨今の地球環境保護の観点から一般住宅や中古住宅の購入は当該優遇措置の控除対象外となります。また住宅リフォームについても子育てに役立つ工事(全6項目)をその対象として加えています。

## キーワードは「デフレ脱却」「子育て支援」「メリハリ税制」

今回は令和5年末に発表された税制改正大綱の内容を基にお話しします。日本は長期にわたるデフレでモノやサービスが売れず、世界第三位の經濟大国から第四位に転落することがほぼ確実と報じられました(ドイツに抜かれるそうです)。税制改正大綱の発表はこの報道以前でしたが、少子高齢化とデフレによって国力が弱まっているのは確実のようです。この状況の打破に一役買おうと税制改正大綱が練られました。以下、具体的に見ていきたいと思います。

減稅方法は大きく分けて給与所得者・公的年金等受給者・事業所得者等の3つの区分で示されています。

図Bをご覧ください。複数の所得がある方(不動産賃貸収入があり、資産管理会社からも給与を受けている方など)の減稅方法は示されていません。また6月分だけ源泉徴収稅額が減ることになりますので、特に資産管理会社をお持ちの方で給与を支払いの方は給与計算での誤りに注意が必要ですよ。

## 住宅取得等資金贈与の延長

(イ)適用期限3年延長(相続時精算課税制度との併用適用も3年延長)  
(ロ)非課稅額の上乗せ対象となる家屋の条件を見直し

これらは令和6年1月1日以降の贈与により取得する住宅取得等資金贈与について適用されます。

## 法人課稅について

今回の改正の目玉ともいえるべき賃上げ促進稅制については一般の事業会社にとってはそれなりに注視すべき改正ではあるかと思いますが、同族經營の資産管理会社については家族間の給与を上げて賃上げ稅制の

恩恵は受けられません。ここでは企業規模によって区分されたものうち、中小企業向けの内容について、概略程度にとどめておきます。

(イ)最大稅額控除率が40%から45%に上昇(法人稅額の20%が限度)

(ロ)賃上げに伴って赤字が生じた場合には5年間繰越控除可能に

「メリハリのある税制」という点にはここまで特に触れてきませんで

したが、税制措置の効果分析など「証拠に基づく政策立案」を實行し、必要な税制は廃止を含めてゼロベースで見直しをする、という提言が注目されます。具体的な税制の名こそありませんでしたが、簡素・メリハリ

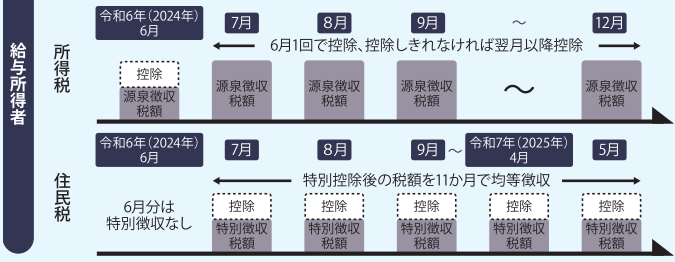
というのが税制改正を考える上でのトレンドになっているのは間違いないでしょう。それに従って税理士に求められる役割・仕事は「お客様の本音を吸い上げてアドバイスする」これに尽きてくるように思います。

図A 所得稅・個人住民稅の定額減稅：特別控除の額

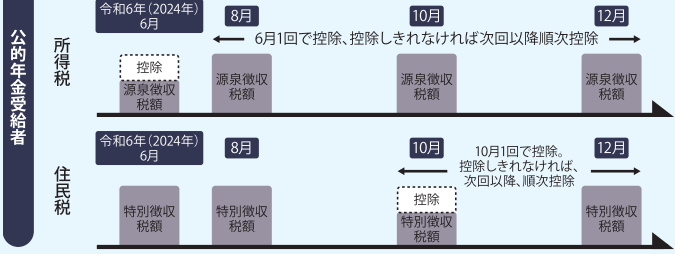
所得稅	居住者本人:3万円	同一生計配偶者または扶養親族:一人につき3万円
個人住民稅	本人:1万円	控除対象配偶者または扶養親族:一人につき1万円

図B 所得稅・個人住民稅の定額減稅：減稅実施方法

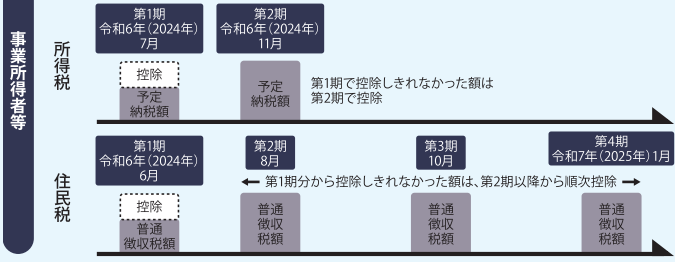
令和6年6月1日以降、初回の給与から源泉徴収される所得稅より控除。住民稅は6月の特別徴収を行わず、特別控除後の住民稅を7月以降11分の1ずつ徴収。同一生計配偶者等は扶養控除等申告書に基づいて控除し、異動が生じた場合でも年末調整で調整を行う。



令和6年6月1日以降、最初に支払いを受ける公的年金等から源泉徴収される所得稅より控除。住民稅は令和6年10月分の公的年金等から控除される住民稅より控除。普通徴収の場合には、令和6年度の第1期分の納付額より控除。



令和6年分の所得稅に係る第1期予定納稅額から本人分のみ控除。予定納稅額の減額承認申請書を提出することで同一生計配偶者等の定額控除を受け取ることが可能。このため予定納稅額の減額承認申請期限などの延長がなされる(納期も9月30日まで延長)。



\*税制改正は例年3月末頃に成立しますが、本稿は執筆時期の関係上、昨年12月公表の税制改正大綱に基づいています。